平成２４年（フ）第７２号
千葉県茂原市早野1052番地１　カレントハウス102
債務者　古山めぐみ（旧姓内田）
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
千葉県茂原市茂原705番地
債務者　橋本　　正
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
千葉県勝浦市新官501番地
債務者　中島智津子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
千葉県夷隅郡大多喜町横山826番地３　吉野ハイツ101
債務者　**眞**汐征二郎
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
石川県野々市市菅原町23番50号　県営２―２、従前の住所石川県石川郡野々市町本町２丁目28番３号
債務者　山口　里菜
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１６号
金沢市三十苅町丙147番地　県営住宅10棟７号
債務者　一松由美子（旧姓冨谷）
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１７号
金沢市尾張町２丁目16―15　メゾンドベルジュール208号室、住民票上の住所石川県白山市福留町700番地12
債務者　桝本　正和
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２９号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ２棟４―３号、従前の住所金沢市南塚町11番地１、従前々の住所石川県七尾市郡町２部15番地
債務者　前　　俊則
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２９０号
山梨県甲府市下鍛冶屋町349番地
債務者　田中真由美
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３００号
山梨県甲府市下河原町３番26―203号
債務者　高橋　啓子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
岐阜市木田１丁目138番地１
債務者　松谷　千明
１　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２８４号
岐阜県各務原市那加桐野町１丁目142番地　マンションビクトリー202号
債務者　渡辺　容子
１　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５７４号
名古屋市港区津金１丁目13番13号　パインヒルズ東海通108号
債務者　江崎　順子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３４号
名古屋市南区元柴田東町１丁目19番地の１　ラビリンスＳＫＩ101号、従前の住所名古屋市南区弥次ヱ町３丁目15番地　みなみ第２コーポ　401号
債務者　菱川　敏夫
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５号
滋賀県彦根市中央町２番21号　彦根ガーデンハイツ306号室
債務者　大堀　京子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢405番地１
債務者　加登脇優子
１　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第９０号
鳥取県米子市両三柳1400番地　アザレアコート236号
債務者　大森　義一
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　鳥取地方裁判所米子支部